

○新旧対照表 【週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領（令和7年10月版）】

(旧)	(新)
(定義) 第2条 この要領における用語の定義は、各号に定めるところによる。 (1) 週休2日試行工事 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行う取組をいう。 (2) 対象期間 契約の翌日から<u>完成届にて受注者が完成とした現在日</u>までの期間とする。 なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害その他避けることのできない事由により現場作業を余儀なくされる期間は含まない。 (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所（会社を含む。）での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 降雨、猛暑、降雪等の天候の不良による予定外の現場閉所も含む。 (4) 4週8休 <u>対象期間内</u>の現場閉所日数の割合が（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。	(定義) 第2条 この要領における用語の定義は、各号に定めるところによる。 (1) 週休2日試行工事 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行う取組をいう。 (2) 対象期間 工事着手日以降最初の土曜日（月曜日）から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末尾となる金曜日（日曜日）までを評価対象とする。 なお、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害その他避けることのできない事由により現場作業を余儀なくされる期間は含まない。 (3) 現場閉所 現場事務所（会社を含む。）での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 閉所日に品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事等によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、週間工程表に当該出勤者の氏名、出勤日、代休日を記載する。 降雨、猛暑、降雪等の天候の不良による予定外の現場閉所も含む。 (4) 4週8休 起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、8日間の閉所日があることをいう。

○新旧対照表 【週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領（令和7年10月版）】

（試行対象工事） 第3条 対象工事は、北九州市が発注する全ての港湾および漁港漁場工事とする。ただし、週休2日工事として発注が困難な工事は、例外的に週休2日試行工事をしないことも可能とするが、工事内容や現場状況に応じて適切に判断すること。 ＜対象外工事の例＞ ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事 ・社会的要請や現場条件等により、現場閉所を行うことが困難な工事（例えば、交通規制、出水期、冬季風浪、完成時等の制約がある工事、連続施工せざるを得ない工事） ・災害復旧工事 ・軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事のうち、施工に必要な実日数※¹が28日未満の工事 ※1：作業日当り標準作業量から当該工事の数量を施工するために必要な実作業日数を算出し、雨休率を考慮した日数 （発注方式） 第4条 全ての週休2日試行工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とする。 なお、何らかの理由によりこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することも可能とする。 （1）発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式 （2）受注者希望型 受注者が、契約後に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式	（試行対象工事） 第3条 対象工事は、北九州市が発注する全ての港湾および漁港漁場工事とする。ただし、週休2日工事として発注が困難な工事は、例外的に週休2日試行工事をしないことも可能とするが、工事内容や現場状況に応じて適切に判断すること。 ＜対象外工事の例＞ ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事 ・社会的要請や現場条件等により、現場閉所を行うことが困難な工事（例えば、交通規制、出水期、冬季風浪、完成時等の制約がある工事、連続施工せざるを得ない工事） ・災害復旧工事 ・軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事のうち、施工に必要な実日数※¹が28日未満の工事 ・利用者との調整により作業日数又は作業時間が厳しく制限される工事で、発注者が週休2日工事として適さないと判断する工事 ※1：作業日当り標準作業量から当該工事の数量を施工するために必要な実作業日数を算出し、雨休率を考慮した日数 （発注方式） 第4条 全ての週休2日試行工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とする。 ・発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式
---	---

○新旧対照表 【週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領（令和7年10月版）】

（試行の流れ） 第5条 発注から竣工までの流れは、以下のとおりとする。 （1）発注者は、試行対象工事を発注する場合、週休2日を考慮した工期設定を行うとともに、設計書に「週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）特記仕様書」を添付する。 （2）受注者は、発注方式に係わらず「週休2日試行工事」を実施する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「週休2日試行工事」である旨を記載するとともに、工事現場の週休2日取得の計画が確認できる工程表を施工計画書に「休日取得計画・実績表」（様式1）として添付するものとする。 なお、施工計画書を提出しない工事については、契約後5日以内に、「休日取得計画・実績表」（様式1）を発注者に提出するものとする。 （3）受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載方法は、次の例を基本とする。ただし、軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事についてはこの限りではない。	（試行の流れ） 第5条 発注から竣工までの流れは、以下のとおりとする。 （1）発注者は、試行対象工事を発注する場合、週休2日を考慮した工期設定を行うとともに、設計書に「週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）特記仕様書」を添付する。 （2）受注者は、「週休2日試行工事」を実施する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「週休2日試行工事」である旨を記載するとともに、工事現場の週休2日取得の計画が確認できる工程表を施工計画書に「休日取得計画・実績表」（様式1）として添付するものとする。 なお、施工計画書を提出しない工事については、契約後5日以内に、「休日取得計画・実績表」（様式1）を発注者に提出するものとする。 （3）受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載方法は、次の例を基本とする。ただし、軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事についてはこの限りではない。
---	--

（記載例）



- （４）受注者は、毎月１回「休日取得計画・実績表」を提出するものとする。
- （５）発注者は、受注者から休日及び出勤状況が分かる既存の資料等の提示を求め、「現場閉所率」の状況を適宜確認するものとする。
- （６）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- （７）（受注者希望型の場合）受注者は、受注後速やかに「週休２日試行工事」の希望の有無について、打合せ簿により、発注者と協議するものとする。

なお、協議の結果、「週休２日試行工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

（記載例）



- （４）受注者は、**１期間ごとに**１回「休日取得計画・実績表」を提出するものとする。
- （５）発注者は、受注者から休日及び出勤状況が分かる既存の資料等の提示を求め、「現場閉所**日数**」の状況を適宜確認するものとする。
- （６）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

（７）削除

○新旧対照表 【週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領（令和7年10月版）】

（現場閉所率の確認方法） 第6条 現場閉所率は、以下により求めることとする。 現場閉所率 ＝ 現場閉所日数 / 実施期間 （間接工事費等の補正） 第7条 （受注者希望型の場合）間接工事費等の補正は、4週8休以上を達成した場合に、以下に示す補正係数を乗じて、最終変更設計時に割り増し補正を行うものとする。 また、市場単価については、別紙1に示す補正係数を乗じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後4週8休に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものについては、変更の対象としない。 （1）4週8休以上（現場閉所率が8日/28日以上） 労務費1.04（港湾5職種含む） 機械経費（賃料）1.02 共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03 2 （発注者指定型の場合）間接工事費等の補正は、当初設計時において、第1項に示す（1）4週8休以上の補正係数を乗じて割り増し補正を行うものとする。また、市場単価については、別紙1に示す補正係数を乗じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、最終変更設計時に減額補正を行うものとする。	削除 （間接工事費等の補正） 第6条 間接工事費等の補正は、当初設計時において、下記に示す（1）4週8休以上の補正係数を乗じて割り増し補正を行うものとする。また、市場単価については、別紙1に示す補正係数を乗じるものとする。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、最終変更設計時に減額補正を行うものとする。 （1）4週8休以上 労務費1.02（港湾5職種含む） 共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03
---	---

○新旧対照表 【週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領（令和7年10月版）】

（工事成績評定） 第8条 発注者は、工事完成時に現場閉所による4週8休以上の達成ができなかった場合であっても、減点評価しないものとする。 2 軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事については、工事成績評定による評価は行わない。 （実施証明書） 第9条 週休2日を試行し、実際に4週8休以上の達成が確認できた場合、発注者は、完成を確認した後に、週休2日実施証明書を発行するものとする。ただし、受注者から発行の申し出がない場合はこの限りではない。 2 軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事については、週休2日実施証明書は発行しない。 （その他） 第10条 対象工事においてアンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならないものとする。 2 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。	（工事成績評定） 第7条 発注者は、工事完成時に現場閉所による4週8休以上の達成ができなかった場合であっても、減点評価しないものとする。 2 軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事については、工事成績評定による評価は行わない。 （実施証明書） 第8条 週休2日を試行し、実際に4週8休以上の達成が確認できた場合、発注者は、完成を確認した後に、週休2日実施証明書を発行するものとする。ただし、受注者から発行の申し出がない場合はこの限りではない。 2 軽微な工事の執行要領に定める軽微な工事については、週休2日実施証明書は発行しない。 （その他） 第9条 対象工事においてアンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならないものとする。 2 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。 付 則 この改定要領は、令和7年10月1日から施行し、設計書適用年版が令和7年10月1日基準の工事から適用する。
--	--

○新旧対照表 【週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領（令和7年10月版）】

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数			市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数		
名称	区分 規格・仕様	補正係数 4週8休以上	名称	区分 規格・仕様	補正係数 4週8休以上
底面工		1.03	底面工		1.01
マット工	アスファルトマット設置・ゴム系マット設置	1.00	マット工	アスファルトマット設置	1.00
支保工		1.04		ゴム系マット設置	1.00
足場工		1.02	支保工		1.02
鉄筋工		1.04	足場工		1.01
吊鉄筋工		1.04	鉄筋工		1.02
型枠工		1.03	吊鉄筋工		1.02
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.04	型枠工		1.02
	ポンプ車打設以外	1.04	コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.02
止水板工		1.04		ポンプ車打設以外	1.02
上蓋工		1.04	止水版工		1.02
伸縮目地工		1.02	上蓋工		1.02
係船柱取付		1.04	伸縮目地工		1.01
防舷材取付		1.04	係船柱取付		1.02
車止・縁金物取付		1.04	防舷材取付		1.02
係船柱撤去		1.04	車止・縁金物取付		1.02
防舷材撤去		1.04	係船柱撤去		1.02
車止撤去		1.04	防舷材撤去		1.02
電気防食取付		1.04	車止撤去		1.02
防砂目地板取付工	陸上施工	1.04	電気防食取付		1.02
	海上施工	1.03	防砂目地板取付工	陸上施工	1.02
吸出し防止工	陸上施工・海上施工	1.03		水中施工	1.02
港湾構造物塗装工	係船柱・車止・縁金物	1.03	吸出し防止工	陸上施工・海上施工	1.02
ペトロラタム被覆		1.04	港湾構造物塗装工	係船柱・車止・縁金物	1.01
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.04	ペトロラタム被覆		1.02
	水中施工	1.04	現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.02
かき落とし工		1.04		水中施工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03	かき落とし工		1.02
汚濁防止枠設置・撤去		1.02	汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
灯浮標設置・撤去		1.03	汚濁防止枠設置・撤去		1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.01	灯浮標設置・撤去		1.01
	海上目視点検作業船なし	1.04	汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.00
異形ブロック製作	型枠工	1.04		海上目視点検作業船無	1.02
	コンクリート打設工	1.04	異形ブロック製作	型枠工	1.02
	給熱養生	1.03		コンクリート打設工	1.02
				給熱養生	1.01